

写

令和 7 年 10 月 6 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長 小幡 佳緒里

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 26 日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県鉄鋼業最低賃金の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと
おりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	薄井 淳
	小幡 佳緒里
	桑原 真弓
労働者代表委員	阿部 祥大
	池田 仁和
	澤口 翼
使用者代表委員	高橋 隆行
	高橋 裕喜
	濱野 壮史

別紙

宮城県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）１８歳未満又は６５歳以上の者
- （２）雇入れ後３月未満の者であつて、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１２５円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和７年１２月１５日